

2012年4月2日 全9頁

新たな中小企業会計の普及・活用策

金融調査部
鳥毛 拓馬

中小企業の会計に関する検討会が報告書を公表

[要約]

- 2012年3月27日、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」（以下、検討会）及び「同ワーキンググループ」は、「中小企業の会計に関する検討会報告書」（以下、報告書）を取りまとめ、公表した。
- 既に2012年2月1日に検討会は、中小企業が参照するための会計処理や注記等を示す「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、基本要領）を公表した。今般の報告書は、この基本要領を普及、活用するための方策を取りまとめたものである。基本要領は、会社法上の計算書類等を作成する際の作業負担を最小限にとどめ、経営者が経営状況を把握しやすくすることが目的とされている。
- 基本要領の対象となる会社は、株式会社のうち、「金融商品取引法の規制の適用対象会社と会社法上の会計監査人設置会社」以外の会社が想定されている。

はじめに

- 2012年3月27日、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」（以下、検討会）及び「同ワーキンググループ」は、「中小企業の会計に関する検討会報告書¹」（以下、報告書）を取りまとめ、公表した。
- 既に2012年2月1日に検討会は、中小企業が参照するための会計処理や注記等を示す「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、基本要領）を公表している。今般の報告書は、この基本要領を普及、活用するための方策を取りまとめたものである。
- 以下では、この報告書の内容について概説する。

¹ <http://www.meti.go.jp/press/2011/03/20120327005/20120327005-3.pdf>

I. 報告書の内容

1. 基本要領の意義

- 報告書では、経営者が基本要領に従った会計処理を行うことにより、必要な財務情報を入手し、自社の経営状況を的確に把握することができるとしている。また、金融機関等の利害関係者に対して、正確に自社の財務情報や経営状況を説明することができるようになり、企業の経営力や資金調達力の強化、取引拡大に繋がることが期待されるとしている。

2. 主な普及・活用策

- 報告書では、基本要領の普及・活用に向け、政府（中小企業庁・金融庁等）、中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等（以下、各機関・団体）が推進すべき具体的な取組を以下のとおり、まとめている。

（1）広報・普及

- 報告書では、2012年度から2014年度の3年間を基本要領の集中広報・普及期間として、各機関・団体は、中小企業の経営者が基本要領を知り、その内容を理解できるように、以下の方法で広報・普及を図るとしている。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. パンフレット等の配布による広報・普及2. ホームページや機関誌等の印刷物での紹介など多様な方法での広報・普及3. 基本要領を紹介・解説するパンフレットなど広報用資料の作成・配布 |
|---|

（2）研修・セミナー

- 報告書では、中小企業が基本要領の内容について詳しく学習・理解できる機会を得るために、各機関・団体は、中小企業向けセミナーの開催に取り組むとしている。
- また、中小企業指導・支援を行う人材の育成を支援するため、各機関・団体がそれぞれ、会計専門家、指導員等向けにもセミナー・研修を行うとしている。

（3）計算書類等の作成支援

- 報告書では、中小企業が基本要領に従った計算書類等の作成に容易に取り組めるよう、会計専門家や中小企業関係者の支援体制を整備するとしている。
- 具体的には、税理士・公認会計士による信頼性のある計算書類作成の相談、指導を行うこと及び中小企業関係団体による記帳指導・窓口相談において、適切な助言を行うとしている。

(4) 活用

- 各機関・団体は、中小企業が中小会計要領により会計処理を行い、それによる財務情報を活用することを促進するために、以下の取組を行うとしている

図表 1 会計要領の活用

日本政策金融公庫 (中小事業部)	○基本要領に従った計算書類を作成し、かつ期中における資金繰り管理等の会計活用及び財務の改善を目指す中小企業に対し、優遇金利(基準金利▲0.4%)で貸付を行う融資制度(「中小企業会計活用強化資金(仮称)」)を創設し、2012年度より貸付を行う。
日本政策金融公庫 (国民生活事業部)	○基本要領に従った計算書類を作成する中小企業に対し、利率を▲0.2%優遇する。(「中小企業会計関連融資制度」)
金融庁	○監督指針・金融検査マニュアルにおいて、金融機関が顧客企業に対して助言するにあたり基本要領等の活用を促していくことも有効であること等を記載する。
中小企業庁	○法律に基づく経営革新計画等の認定にあたり、基本要領に従った計算書類の提出を奨励(※)する。 ○補助金採択にあたっては、基本要領に従った計算書類の提出があった場合には一定の評価を行う。

(※) 他の人が勧めてそうするように仕向けること。

(出所) 中小企業の会計に関する検討会報告書を基に大和総研作成

II. 基本要領の内容

- 基本要領は、会社法上の計算書類等を作成する際の作業負担を最小限にとどめ、経営者が経営状況を把握しやすくすることが目的とされている。
- 現在、中小企業を対象とした基準として、「中小企業の会計に関する指針」(以下、中小指針)がある。もっとも、この中小指針には、「会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針によることが適当」との記載があり、主に会計参与設置会社がその対象と想定されている。
- 中小指針については、主に中小企業関係者から、高度かつ複雑、経営者は理解しにくい、会計処理の選択の幅が限定的、中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある、などの指摘がされていた。
- 2010年8月には、企業会計基準委員会等の民間団体が設置した「非上場会社の会計基準に関する懇談会」の報告書²、同年9月に中小企業庁が設置した「中小企業の会計に関する研究会」の中間報告書³が、それぞれ公表された。両報告書においては、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方を取りまとめるべき等の方向性が示されていた。
- この両報告書を受け、2011年2月に中小企業関係者等が主体となって検討会及びワーキンググループ

² http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004658/007_04j.pdf

³ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/100930IR-Z.pdf>

が設置され、中小企業の新たな会計ルールの検討が行われた。2011年11月8日には、「中小企業の会計に関する基本要領（案）」⁴が公表され⁵、コメント募集が行われていた。

- 寄せられたコメントを基に若干の修正が行われた上で、今般、基本要領が公表されるに至った。なお、今後は、基本要領の普及・活用をいかに進めていくかということについて、中小企業の会計に関する検討会で検討が行われ、その結果を含めた最終報告が取りまとめられる予定となっている。
- 以下では、基本要領について概説する。

1. 総論

(1) 目的

- 基本要領は、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものとされており、法令等によってその利用が強制されるものではないことが明らかにされている。
- また、基本要領の基本的な考え方として以下の4点が言及されている。

- ・ 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ・ 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ・ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

(2) 基本要領の対象会社

- 基本要領の対象となる会社は、中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業とされている。具体的には、以下の株式会社を想定としている。

- 以下を除く株式会社
 - ・ 金融商品取引法の規制の適用対象会社
 - ・ 会社法上の会計監査人設置会社

- なお、前述のとおり中小指針では、「会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当」としているが、基本要領では、会計参与設置会社が基本要領に拠ることを否定していない⁶。

⁴ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2011/download/111108KaikeiPubcom-0.pdf>

⁵ 基本要領案に関するレポートについては、拙著「Legal and Tax Report 中小企業の新たな会計ルール」（2011年11月25日）。

⁶ 実際には、融資する金融機関の求めに応じて、中小指針あるいは基本要領のいずれに拠るのが判断されるものと思われる。

(3) 企業会計基準、中小指針の利用

- また、基本要領の利用が想定される中小会社が、従来の企業会計基準や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを禁止するものではない。

(4) 複数ある会計処理方法の取扱い

- 基本要領により複数の会計処理の方法が認められている場合には、企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する。会計処理の方法は、每期継続して同じ方法を適用する必要があり（企業会計原則におけるいわゆる継続性の原則）、これを変更するにあたっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記することとしている。

(5) 国際会計基準との関係

- 基本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準（以下、IFRS）の影響を受けないものとしている。
- わが国においては、IFRS の導入の適否が検討される一方、企業会計基準の IFRS へのコンバージェンスが進められているところである。中小指針についても、企業会計基準に合わせて改訂がなされ、間接的に IFRS へのコンバージェンスが行われている。
- しかし、IFRS は会社法、税法との調整が難しいとの指摘が財務諸表作成者側からなされている。特に、市場で資金調達を行うことがない中小企業にとっては、IFRS を適用する意義は乏しいとも考えられる。このことから、中小企業が、IFRS の影響を受けないことが目指されているものと思われる。

(6) 基本要領の改訂

- 基本要領は、中小企業の会計慣行の状況等を勘案し、必要と判断される場合に、改訂を行うとしている。

(7) 記帳の重要性

- 基本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。企業会計原則におけるいわゆる「正規の簿記の原則」（正確な会計帳簿の作成を要求する原則）に言及されている。

(8) その他

- 基本要領では、「その他の留意すべき考え方」として、次の記載をしている。企業会計原則のうち、前述の「継続性の原則」と「正規の簿記の原則」以外の原則である。

図表 2 その他の留意すべき考え方

真実性の原則	企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。
資本取引と損益取引の区分の原則	資本取引と損益取引は明瞭に区別しなければならない。
明瞭性の原則	企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
保守主義の原則	企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。
単一性の原則	株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。
重要性の原則	企業会計の目的は、企業の財務内容を明らかにし、企業の経営状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにある。このため、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで、他の簡便な方法により処理することも認められる。

(出所) 中小企業の会計に関する基本要領を基に大和総研作成

2. 各論

- 各論では、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目(勘定科目)に絞るとともに、一定の場合の簡便な会計処理等を示している。
- また、中小企業経営者の理解に資するよう分かりやすい表現にするとともに、解説を付している。

図表 3 具体的な会計処理

1. 収益、費用の基本的な会計処理	(1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。 (2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。 (3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。 (4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。
2. 資産、負債の基本的な会計処理	(1) 資産は、原則として、取得価額で計上する。 (2) 負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上する。
3. 金銭債権及び金銭債務	(1) 金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。 (2) 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。 (3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。
4. 貸倒損失、貸倒引当金	(1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。 (2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。 (3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。
5. 有価証券	(1) 原則として、取得原価で計上する。 (2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。

	<p>(3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。</p> <p>(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したとき⁷は、回復の見込みがあると判断した場合は除き、評価損を計上する。</p>
6. 棚卸資産	<p>(1) 原則として、取得原価で計上する。</p> <p>(2) 評価基準は、原価法又は低価法による。</p> <p>(3) 評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。</p> <p>(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合は除き、評価損を計上する。</p>
7. 経過勘定	<p>(1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。</p> <p>(2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。</p>
8. 固定資産	<p>(1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。</p> <p>(2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。</p> <p>(3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。</p> <p>(4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。</p> <p>(5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。</p> <p>(6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。</p>
9. 繰延資産	<p>(1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。</p> <p>(2) 繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。</p>
10. リース取引	リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
11. 引当金	<p>(1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の特定の費用又は損失であること ・発生が当期以前の事象に起因すること ・発生の可能性が高いこと ・金額を合理的に見積ることができること <p>(2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。</p> <p>(3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。</p> <p>(4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。</p>
12. 外貨建取引等	<p>(1) 外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。</p> <p>(2) 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。</p>
13. 純資産	<p>(1) 純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。</p> <p>(2) 純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。</p>
14. 注記	<p>(1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。</p> <p>(2) 本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。</p>

（出所）中小企業の会計に関する基本要領を基に大和総研作成

⁷ 解説では、「著しく下落したとき」とは、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合としている。

- 前記の図表で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用することとしている。

企業会計基準、中小指針と基本要領の差異

- 基本要領は、実現主義、発生主義、取得原価主義を重視している。各論における、企業会計基準、中小指針との差異としては、次の点が挙げられる。

図表 4 企業会計基準、中小指針と基本要領の差異

有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業会計基準、中小指針では、有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、(1) 売買目的有価証券、(2) 満期保有目的の債券、(3) 子会社株式及び関連会社株式、(4) その他有価証券の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行うとされている。一方、基本要領では、中小指針のような区分けはされていない。 ○ 減損について、企業会計基準（実務指針）では、時価の「著しい下落」の判定として、下落率が30%以上50%未満のものについては、企業が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、該当する銘柄の有価証券について回復可能性を判定するものとされている。一方、基本要領では、中小指針と同じく30%以上50%未満のものについての記載はない。
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価基準に関して、基本要領では、企業会計基準及び中小指針と異なり低価法（期末における時価が取得原価よりも下落した場合に、時価によって評価する方法）のみではなく、原価法（取得原価により期末棚卸資産を評価する方法）によることも認めている。 ○ 企業会計基準、中小指針では、評価方法のうち「最終仕入原価法」について、期間損益の計算上著しい弊害がない場合に、用いることができるとしているが、基本要領では、このような制限は設けられていない。
固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本要領では、減価償却について、法人税法に合わせている。 ○ 基本要領では、減損会計の適用について、記載されておらず、「著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する」とされている。
リース取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業会計基準では、所有権移転外ファイナンスリース取引に関して、賃貸借取引による会計処理が認められていないが、基本要領では、認められている。
引当金（退職給付引当金）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小指針では、いわゆる原則法として退職給付会計が認められているのに対して、基本要領では、簡便的方法のみが記載されている。
外貨建取引等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小指針（※）では、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）について、決算時の為替相場による円換算額を付すとし、長期のもの（1年超のもの）について重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができるとしている。 ○ 一方、基本要領では、取得時、決算時いずれの為替相場による円換算も認められる。

※ 企業会計基準では、短期と長期を区分せず、決算時の為替相場での換算が求められる。

（出所）企業会計基準、中小指針、基本要領を基に大和総研作成

3. 様式集

- 会社計算規則により作成が求められている貸借対照表、損益計算書について、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目(勘定科目)に絞った上で、次の様式例を示している。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書（横形式）
- ・ 株主資本等変動計算書（縦形式）
- ・ 個別注記表
- ・ 製造原価明細書
- ・ 販売費及び一般管理費の明細